

富山県環境影響評価条例の対象事業

事業の種類	条例の対象事業の規模	自然環境特別配慮地域の特例		
		A地域	B地域	
1 道路	一般道路など ※	4車線以上・長さ7.5km以上	2車線以上・長さ2km以上	4車線以上・長さ5km以上
	林道 ※	幅員6.5m以上・長さ15km以上	幅員6.5m以上・長さ2km以上	幅員6.5m以上・長さ10km以上
2 河川	ダム ※	貯水面積75ha以上	貯水面積1ha以上	貯水面積50ha以上
	堰 ※	湛水面積75ha以上	湛水面積1ha以上	湛水面積50ha以上
	放水路、湖沼開発 ※	土地改変面積75ha以上	土地改変面積1ha以上	土地改変面積50ha以上
3 鉄道・軌道	普通鉄道・軌道 ※	長さ7.5km以上	すべて(5km未満の仮設を除く。)	長さ5km以上
	特殊鉄道・索道など	—		—
4 飛行場	※	滑走路長1,875m以上	すべて	
5 電気工 作物	水力発電所 ※	出力2.25万kW以上	出力1.5万kW以上	
	火力発電所 ※	出力11.25万kW以上	出力7.5万kW以上	
	地熱発電所 ※	出力7,500kW以上	出力5,000kW以上	
	送電線路	—	電圧17万V以上・長さ1km以上	—
6 廃棄物 処理施 設	廃棄物最終処分場 ※	面積25ha以上		
	廃棄物焼却施設	処理能力150t/日以上		
	し尿処理施設	処理能力150kl/日以上		
7 下水道終末処理場		計画処理人口10万人以上	計画処理人口1万人以上	
8 畜産施設		牛500頭以上 豚5,000頭以上		
9 工場・事業場(製造業等)		合計燃料使用量12.5kl/時以上	合計燃料使用量8kl/時以上	
		排水水量1万 ³ /日以上	排水水量5,000 ³ /日以上	
		地下水合計採水量8,000 ³ /日以上	地下水合計採水量4,000 ³ /日以上	
		敷地面積75ha以上	敷地面積1ha以上	敷地面積20ha以上
10 埋立て、干拓	※	面積40ha以上	—	
11 土地区画整理事業	※			
12 新住宅市街地開発事業	※			
13 新都市基盤整備事業	※	面積75ha以上	—	
14 流通業務団地造成事業	※			
15 工業団地造成事業				
16 住宅団地造成事業				
17 ゴルフ場・スキー場造成事業		面積50ha以上	—	
18 岩石等採取				
19 その他	複合開発事業(11から18までの事業)	([事業の実施規模]/[対象事業の要件下限値])の総和が1以上	—	
	土地の形状変更など	—	面積1ha以上	面積20ha以上

注1 対象となる事業の詳細は、富山県環境影響評価条例施行規則を参照。

注2 「自然環境特別配慮地域」とは、国立公園、国定公園、県立自然公園、自然環境保全地域などの区域を指す。

また、自然環境特別配慮地域のうち、「A地域」とは特別地域などに指定された区域。「B地域」とは普通地域などに指定された区域

注3 ※の事業は、規模によっては環境影響評価法の対象となる。